

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）（ひとり親世帯分）について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、令和2年度中に臨時特別給付金の支給・再支給を実施したところ。
- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）（ひとり親世帯分）を支給する。

※ひとり親家庭以外の低所得の子育て家庭に対しては、別途、支給を実施する方策を検討中。

1. 対象者

- ① 令和3年●月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年●月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③ 令和3年●月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村

5. 予算額

精査中

6. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り●月までに支給（申請不要）
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）